



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月31日(水)  
号 外  
第 18 号

## 目 次

### 規 則

- 職員等の旅費に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正..... 2

### 訓 令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 4
- 栃木県文書等取扱規程の一部改正..... 5

### 人事委員会

- 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部改正..... 6
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正 ..... 9
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 12
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正..... 15
- 研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部改正..... 22
- 通勤手当の支給に関する規則の一部改正..... 22
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正..... 23
- 地域手当の支給に関する規則の一部改正..... 24
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正..... 24
- 給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 28
- 再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則の一部改正..... 29
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 29
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 30

### 議 会

- 栃木県議会傍聴規則の一部改正..... 32
- 押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部改正..... 32

## 規 則

### 栃木県規則第六号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（昭和三十七年栃木県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (職務の級)<br><b>第二条</b> 条例及びこの規則の適用に当たり、職員の給与に関する条例（昭和三十七年栃木県条例第一 | (職務の級)<br><b>第二条</b> 条例及びこの規則の適用に当たり、職員の給与に関する条例（昭和三十七年栃木県条例第一 |

号。次項において「職員の給与条例」という。）  
 第五条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表に相当する職務の級については、次項から第四項までに定めるところによる。

2 略

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）  
 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表に相当する職務の級は、次の各号に掲げる号給等（当該職員に適用される同条例 第七条第一項に規定する給料表の号給及び同条第三項の規定による七号給を超える給料月額をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

一〜六 略

4 略

号。次項において「職員の給与条例」という。）  
 第五条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表に相当する職務の級については、次項から第五項までに定めるところによる。

2 略

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号。以下「任期付職員条例」という。）  
 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表に相当する職務の級は、次の各号に掲げる号給等（当該職員に適用される任期付職員条例 第七条第一項に規定する給料表の号給及び同条第三項の規定による七号給を超える給料月額をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

一〜六 略

4 任期付職員条例第八条第一項に規定する給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第二による。

5 略

別表第二を次のように改める。

別表第二 三三三

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県規則第七号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前 |  |  |   |   |       |  |  |   |
|---|-------|--|--|---|---|-------|--|--|---|
| <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p><b>第二条</b> 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">一〜四 略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>           五 特例条例別表<br/>           第一の十八の項<br/>           第十四号に規定<br/>           する規則に基づ<br/>           く事務であつて         </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 一〜四 略 |  | 五 特例条例別表<br>第一の十八の項<br>第十四号に規定<br>する規則に基づ<br>く事務であつて | 略 | <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p><b>第二条</b> 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">一〜四 略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>           五 特例条例別表<br/>           第一の十八の項<br/>           第十二号に規定<br/>           する規則に基づ<br/>           く事務であつて         </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 一〜四 略 |  | 五 特例条例別表<br>第一の十八の項<br>第十二号に規定<br>する規則に基づ<br>く事務であつて | 略 |
| 一〜四 略   |       |  |  |   |   |       |  |  |   |
| 五 特例条例別表<br>第一の十八の項<br>第十四号に規定<br>する規則に基づ<br>く事務であつて  | 略     |  |  |   |   |       |  |  |   |
| 一〜四 略   |       |  |  |   |   |       |  |  |   |
| 五 特例条例別表<br>第一の十八の項<br>第十二号に規定<br>する規則に基づ<br>く事務であつて  | 略     |  |  |   |   |       |  |  |   |

|  |   |
|--|---|
| 別に規則で定めるもの   |   |
| 六・七 略  |   |
| 八 特例条例別表第一の二十二の二の項第十二号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの  | 略   |
| 九～十六 略   |   |
| 十七 特例条例別表第一の三十三の項第三十二号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの  | 略   |
| 十八 特例条例別表第一の三十三の二の項第十九号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | 都市計画法施行細則(以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務<br>(一) 規則第十二条の規定による届出書の受理等<br>(二) 規則第二十一条第一項の規定による届出書の受理等 |
| 十九・二十 略  |   |
| 二十一 特例条例別表第一の三十七の項第二百十号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | 略   |
| 二十二～二十六 略  |   |
| 二十七 特例条例別表第二の三十の項第十七号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則         | 略   |

  

|   |   |
|---|---|
| 別に規則で定めるもの  |   |
| 六・七 略   |   |
| 八 特例条例別表第一の二十二の三の項第十二号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | 略 |
| 九～十六 略  |   |
| 十七 特例条例別表第一の三十三の項第三十一号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | 略 |
| 十八・十九 略   |   |
| 二十 特例条例別表第一の三十七の項第三十四号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | 略 |
| 二十一～二十五 略   |   |
| 二十六 特例条例別表第二の三十の項第十八号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則        | 略 |

で定めるもの

で定めるもの

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

訓 令

栃木県訓令第二号

本 庁  
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表健康増進課の部を次のように改める。

|            |  |                           |                             |     |                    |                              |
|------------|--|---------------------------|-----------------------------|-----|--------------------|------------------------------|
| 感染症<br>対策課 | 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の患者等の療養のための宿泊施設にお | 4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。 | 4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。 | 日勤  | 午前8時30分から午後5時15分まで | 1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。 |
|            |  |                           |                             | 早出勤 | 午前7時から午後3時45分まで    |                              |
|            |  |                           |                             | 遅出勤 | 午前10時から午後6時45分まで   |                              |
|            |  |                           |                             | 夜勤  | 午後4時から翌日午前9時30分まで  |                              |

|  |                             |  |  |  |  |      |
|--|-----------------------------|--|--|--|--|------|
|  | ける施設<br>運營業務<br>に従事す<br>る職員 |  |  |  |  | 定める。 |
|--|-----------------------------|--|--|--|--|------|

別表畜産酪農研究センターの部を次のように改める。

|                        |   |   |   |    |                        |                  |
|------------------------|---|---|---|----|------------------------|------------------|
| 畜産酪<br>農研究<br>セン<br>ター | 家畜の飼<br>養管理及<br>び家畜の<br>飼料の生<br>産の業務<br>に従事す<br>る職員 | 4週間を平<br>均して1週<br>間当たり38<br>時間45分と<br>する。 | 4週間につき<br>8日とし、業<br>務の実情に応<br>じ所属長が定<br>める。 | 日勤 | 午前8時30分から午後5<br>時15分まで | 午後0時から<br>午後1時まで |
|------------------------|---|---|---|----|------------------------|------------------|

別表公園事務所の部を削る。

**附 則**

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(人事課)

**栃木県訓令第三号**

本 庁  
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令**

栃木県文書等取扱規程(平成十二年栃木県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後                      |         |     | 改 正 前                      |          |     |
|----------------------------|---------|-----|----------------------------|----------|-----|
| 別表第2(第33条関係)<br>記号<br>1 本庁 |         |     | 別表第2(第33条関係)<br>記号<br>1 本庁 |          |     |
| 部                          | 課 名     | 記 号 | 部                          | 課 名      | 記 号 |
| 総合政策部                      | 略       | 略   | 総合政策部                      | 略        | 略   |
|                            | デジタル戦略課 | 略   |                            | デジタル戦略室  | 略   |
|                            | 略       | 略   |                            | 略        | 略   |
| 略                          |         |     | 略                          |          |     |
| 環境森林部                      | 略       | 略   | 環境森林部                      | 略        | 略   |
|                            | 気候変動対策課 | 気 対 |                            | 地球温暖化対策課 | 地 温 |
|                            | 略       | 略   |                            | 略        | 略   |

|       |         |     |       |              |     |
|-------|---------|-----|-------|--------------|-----|
|       | 資源循環推進課 | 資 循 |       | 廃棄物対策課       | 廃 対 |
|       | 略       | 略   |       | 略            | 略   |
| 保健福祉部 | 略       | 略   | 保健福祉部 | 略            | 略   |
|       | 健康増進課   | 略   |       | 健康増進課        | 略   |
|       | 感染症対策課  | 感 対 |       | 略            | 略   |
|       | 略       | 略   |       | 略            | 略   |
| 略     |         |     | 略     |              |     |
| 県土整備部 | 略       | 略   | 県土整備部 | 略            | 略   |
|       | 用地課     | 略   |       | 用地課          | 略   |
|       |         |     |       | 総合スポーツゾーン整備室 | 総スポ |
| 略     |         |     | 略     |              |     |
| 2 略   |         |     | 2 略   |              |     |

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(文書学事課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求等についての規則の一部改正)

第一条 勤務条件に関する措置の要求等についての規則（昭和二十六年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(措置の要求)</p> <p><b>第二条</b> 職員が法第四十六条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した措置要求書</p> <p>正副各一通を、適切な資料を添えて、人事委員会に提出しなければ</p> | <p>(措置の要求)</p> <p><b>第二条</b> 職員が法第四十六条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した措置要求書に、措置の要求をしようとする職員が署名押印して、正副各一通を、適切な資料を添えて、人事委員会に提出しなければ</p> |

|               |               |
|---------------|---------------|
| ならない。<br>一〜四略 | ならない。<br>一〜四略 |
|---------------|---------------|

(勤務条件に関する措置の要求等についての細則の一部改正)

**第二条** 勤務条件に関する措置の要求等についての細則(昭和三十八年栃木県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式(一)及び別記様式(二)中「㊟」を削る。

(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

**第三条** 職員団体の登録に関する規則(昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式一から別記様式六までの規定中「㊟」を削る。

(栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)

**第四条** 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則(昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中

「  
年 月 日  
氏 名 職 務 を  
任命職務 氏 名 職 務  
年 月 日  
職 務 に改める。  
任命職務 氏 名 職 務  
」

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

**第五条** 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和五十四年栃木県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(審査の請求等)</p> <p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、<u>正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>一〜八略</p> <p>3・4略</p> | <p>(審査の請求等)</p> <p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者(以下「請求者」という。)が記名押印して、<u>正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>一〜八略</p> <p>3・4略</p> |

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

**第六条** 単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一の一号紙(表面)中

「  
氏 名 印 を 氏 名 印 に改める。  
」

(栃木県情報公開条例施行規則等の一部改正)



**第七条** 次に掲げる規則の規定中「四」を削る。

- 一 栃木県情報公開条例施行規則（平成十二年栃木県人事委員会規則第二号）別記様式第十三号
- 二 栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十三年栃木県人事委員会規則第二十八号）別記様式第二十六号（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

**第八条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <b>別表第1</b> （第2条関係）<br>1 法第2条第1項第1号関係<br>(1)～(8) 略<br>(9) <u>公益財団法人栃木県スポーツ協会</u><br>(20) 略<br>2～4 略 | <b>別表第1</b> （第2条関係）<br>1 法第2条第1項第1号関係<br>(1)～(8) 略<br>(19) <u>公益財団法人栃木県体育協会</u><br>(20) 略<br>2～4 略 |

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

**第九条** 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| （審査請求書）<br><b>第四条</b> 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。<br>一～十一 略<br>2 請求人が代理人によつて審査請求を行うときは、審査請求書に前項に掲げる事項のほか審査請求を行う代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載しなければならぬ。<br>3 略<br>（証人の宣誓）<br><b>第四十条</b> 略<br>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。<br>3 略<br>（口述書の提出要求）<br><b>第四十三条</b> 略<br>2 略<br><b>第五十三条</b> 人事委員会は、口頭審理の場合にあつては口頭審理調書及び準備手続調書を、書面審理の場合にあつては審尋調書を、それぞれ口頭審理、準備手続又は審尋を行った日ごとに作成する | （審査請求書）<br><b>第四条</b> 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求人が記名押印をしなければならない。<br>一～十一 略<br>2 請求人が代理人によつて審査請求を行うときは、審査請求書に前項に掲げる事項のほか審査請求を行う代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が記名押印をしなければならない。<br>3 略<br>（証人の宣誓）<br><b>第四十条</b> 略<br>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。<br>3 略<br>（口述書の提出要求）<br><b>第四十三条</b> 略<br>2 略<br>3 第一項の口述書には、証人が記名押印をしなければならない。<br><b>第五十三条</b> 人事委員会は、口頭審理の場合にあつては口頭審理調書及び準備手続調書を、書面審理の場合にあつては審尋調書を、それぞれ口頭審理、準備手続又は審尋を行った日ごとに作成する |



ものとし、当該調書には当該審理を行った人事委員会の委員又は審査員及び当該調書を作成した事務職員が記名しなければ

2 4 略

(再審の請求)

第五十八条 略

2 3 略

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者は、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。

1 6 略

5 再審の請求人が代理人によつて再審の請求を行うときは、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求を行う代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載しなければならない。

6 略

ものとし、当該調書には当該審理を行った人事委員会の委員又は審査員及び当該調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

2 4 略

(再審の請求)

第五十八条 略

2 3 略

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が記名押印をして、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。

1 6 略

5 再審の請求人が代理人によつて再審の請求を行うときは、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求を行う代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が記名押印をしなければならない。

6 略

(職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部改正)

第十条 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則(平成二十一年栃木県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十二条 準用行政手続条例第二十四条第一項に規定する調書(以下「意見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <p>1 8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 準用行政手続条例第二十四条第三項に規定する報告書(以下単に「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。</p> <p>1 3 略</p> | <p>(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十二条 準用行政手続条例第二十四条第一項に規定する調書(以下「意見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>1 8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 準用行政手続条例第二十四条第三項に規定する報告書(以下単に「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>1 3 略</p> |

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の任用に関する規則(平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号まで及び別記様式第六号から別記様式第十号までの規定中「    」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                  |  |     | 改正前                  |   |     |
|----------------------|--|-----|----------------------|---|-----|
| 別表第一（第六条関係）<br>適用区分表 |  |     | 別表第一（第六条関係）<br>適用区分表 |   |     |
| 勤務箇所                 | 職員                                       | 調整数 | 勤務箇所                 | 職員  | 調整数 |
| 略                    |  |     | 略                    |   |     |
| 精神保健<br>福祉セン<br>ター   | (1) 医師 (2) に掲げる職員<br>を除く。) 及び作業療法<br>指導員 | 略   | 精神保健<br>福祉セン<br>ター   | (1) 医師 (2) に掲げる職員<br>を除く。) 及び主として精神障<br>害者の相談、指導、判定<br>又は検査の業務に従事す<br>る職員 (2) に掲げる職員<br>並びに保健師及び看護師<br>等を除く。) | 略   |
|                      | (2) 医師 (管理職員に限<br>る。)                    | 略   |                      | (2) 医師 (管理職員に限<br>る。) 及び主として精神<br>障害者の相談、指導、判<br>定又は検査の業務に従事<br>する職員 (保健師及び看<br>護師等を除き、管理職員<br>に限る。)          | 略   |
| 略                    |  |     | 略                    |   |     |
| 那須学園                 | 略  | 略   | 那須学園                 | 略   | 略   |
|                      | (2) 園長及び総括園長補佐                           | 略   |                      | (2) 園長及び総括園長補佐  | 略   |
| 略                    |  |     | 略                    | (3) (1) 及び (2) に掲げる職員<br>以外の職員  | 〇・五 |
|                      |  |     |                      |   |     |

別表第二（第6条関係）

調整基本額表

イ～ハ 略

別表第二（第6条関係）

調整基本額表

イ～ハ 略

上 特定業務任期付職員行政職給料表

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 6,600円  |
| 2 級  | 8,500円  |
| 3 級  | 9,600円  |
| 4 級  | 10,200円 |
| 5 級  | 10,600円 |
| 6 級  | 11,200円 |
| 7 級  | 12,100円 |
| 8 級  | 12,700円 |
| 9 級  | 14,300円 |

チ 特定業務任期付職員研究職給料表

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 6,786円  |
| 2 級  | 8,802円  |
| 3 級  | 10,900円 |
| 4 級  | 11,700円 |
| 5 級  | 12,700円 |

リ 特定業務任期付職員医療職給料表(1)

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 10,800円 |
| 2 級  | 13,100円 |
| 3 級  | 14,500円 |
| 4 級  | 15,600円 |

ヌ 特定業務任期付職員医療職給料表(2)

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 6,200円  |
| 2 級  | 8,000円  |
| 3 級  | 9,100円  |
| 4 級  | 9,700円  |
| 5 級  | 10,500円 |
| 6 級  | 11,300円 |
| 7 級  | 12,200円 |

ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 7,438円  |
| 2 級  | 8,658円  |
| 3 級  | 9,700円  |
| 4 級  | 10,000円 |
| 5 級  | 10,400円 |
| 6 級  | 11,600円 |
| 7 級  | 12,500円 |

別記様式中

|    |  |   |
|----|--|---|
| 氏名 |  | 印 |
|----|--|---|

を

|    |  |  |
|----|--|--|
| 氏名 |  |  |
|----|--|--|

に

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(教務手当)</p> <p><b>第四条</b> 教務手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 略</p> <p>2 略</p> <p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第七条</b> 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 被留置者看守及び管理業務 一日につき 三<br/>百二十円</p> <p>六 十四 略</p> <p>十五 被疑者護送業務 一日につき 三百十円</p> <p>十六 二十三 略</p> <p>二十四 被疑者の取調べ、参考人その他の関係者からの事情の聴取等における通訳の業務 一日につき 五百六十円</p> <p>二十五 県民広報相談課に勤務する職員（人事委員会が別に定めるものに限る。）が行う犯罪被害者等の相談又は支援の業務 一日につき 七<br/>百五十円</p> <p>(社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第八条</b> 略</p> <p>2 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号及び第二号の業務 一日につき 七<br/>百五十円（児童相談所に勤務する職員にあつては、千三百十円）</p> <p>二 略</p> | <p>(教務手当)</p> <p><b>第四条</b> 教務手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 警察学校において柔道、剣道、逮捕術又は拳銃操作の指導業務に従事した職員 一日につき 二<br/>百八十円</p> <p>七 略</p> <p>2 略</p> <p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第七条</b> 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 被留置者看守及び管理業務 一日につき 二<br/>百六十円</p> <p>六 十四 略</p> <p>十五 被疑者護送業務</p> <p>イ 警察署に勤務する職員（第五号の業務に主として従事する職員に限る。）が従事するとき 一日につき 五<br/>百七十円</p> <p>ロ イに掲げる職員以外の職員が従事するとき 一日につき 三<br/>百十円</p> <p>十六 二十三 略</p> <p>(社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><b>第八条</b> 略</p> <p>2 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号及び第二号の業務 一日につき 七<br/>百五十円</p> <p>二 略</p> |

(精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第十条 条例第十一条第一項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 三 略

四 精神障害者等との間で直接行う相談、判定、指導その他人事委員会が認める業務(精神保健福祉センターに勤務する職員が行うものに限る。)

2 精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号、第二号及び第四号の業務 一日につき 七百五十円(障害福祉課又は健康福祉センターに勤務する職員が、休日(栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第二号)第二条に規定する県の休日をいう。次号において同じ。)又は午後四時から翌日の午前九時三十分までを正規の勤務時間として割り振られ、精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務として従事した場合にあつては、千百三十円)

二 略

(廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当)

第十二条 廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当は、環境保全課、資源循環推進課、環境森林事務所又は小山環境管理事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一・二 略

2 略

(特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第十七条 特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、別に定める事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業又は実地指導に従事したときに支給する。

一 人事委員会が別に定める特殊機械を操作して行う作業

二 四 略

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第二号の作業以外の作業又

(精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第十条 条例第十一条第一項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 三 略

四 精神障害者等との間で直接行う相談、判定、指導その他人事委員会が認める業務(精神保健福祉センターに勤務する職員が行うものに限る。)

2 精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の業務 一日につき 七百五十円(障害福祉課又は健康福祉センターに勤務する職員が、休日(栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第二号)第二条に規定する県の休日をいう。次号において同じ。)又は午後四時から翌日の午前九時三十分までを正規の勤務時間として割り振られ、精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務として従事した場合にあつては、千百三十円)

二 略

(廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当)

第十二条 廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当は、環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所、小山環境管理事務所又は土木事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一・二 略

2 略

(特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第十七条 特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、別に定める事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業又は実地指導に従事したときに支給する。

一 特殊機械を取り扱う次の作業

イ 人事委員会が別に定める特殊機械を操作して行う作業  
ロ イの作業のうち、人事委員会が別に定める特に困難な作業

二 四 略

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号ロ及び第二号の作業以外の作業又

は実地指導 二百八十円（前項第三号の作業又は実地指導に従事する職員のうち、人事委員会が別に定める職員にあつては、二百三十円）

二 略

（併給禁止）

第二十九条 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当等が支給される者については、当該手当等に対応する同表下欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

|                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| 略                                 | 略                      |
| 警察職員の特殊勤務手当（第七条第二十号ロの業務に係るものに限る。） | 略                      |
| 精神保健福祉センターに勤務する職員の給料の調整額          | 精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当 |

2 略

（特殊勤務手当の支給日）

第三十条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。ただし、第四条第一項第六号に掲げる職員に対する教務手当については、一の研修等の計画に係る分を当該研修等の終了した日後において支給することができる。

は実地指導 二百八十円（前項第三号の作業又は実地指導に従事する職員のうち、人事委員会が別に定める職員にあつては、二百三十円）

二 前項第一号ロの作業 四百六十円

三 略

（併給禁止）

第二十九条 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当等が支給される者については、当該手当等に対応する同表下欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

|                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| 略                                 | 略                      |
| 警察職員の特殊勤務手当（第七条第二十号ロの業務に係るものに限る。） | 略                      |
| 精神保健福祉センターに勤務する職員の給料の調整額          | 精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当 |

2 略

（特殊勤務手当の支給日）

第三十条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。ただし、第四条第一項第七号に掲げる職員に対する教務手当については、一の研修等の計画に係る分を当該研修等の終了した日後において支給することができる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>別表（第六条の四関係）</p> <p>イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在职期間における職員の区分についての表</p> | <p>別表（第六条の四関係）</p> <p>イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在职期間における職員の区分についての表</p> |



|       |       |
|-------|-------|
| 第一号区分 | 一〇三 略 |
| 第二号区分 | 一〇七 略 |
| 第三号区分 | 一〇十 略 |
|       | 一〇一 略 |

|       |  |
|-------|--|
| 第一号区分 | 一〇三 略<br>四 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの  |
| 第二号区分 | 一〇七 略<br>八 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの   |
| 第三号区分 | 一〇十 略<br>十一 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの<br>十二 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの<br>十三 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの<br>十四 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの<br>十五 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの |
|       | 十六 略   |

|      |  |      |  |      |  |
|------|--|------|--|------|--|
| 第六号区 | 一〇十一 略   | 第五号区 | 一〇十 略  | 第四号区 | 一〇十 略  |
| 第六号区 | 一〇十一 略<br>十二 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの | 第五号区 | 一〇十 略<br>十一 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの<br>十二 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの<br>十三 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの<br>十四 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの<br>十五 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち人事委員会の定めるもの<br>十六 略 | 第四号区 | 一〇十 略<br>十一 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの<br>十二 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務<br>任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの<br>十三 略 |

|   |   |                   |   |
|---|---|-------------------|---|
| 分 | 十二 略  | 第七<br>分<br>号<br>区 | 一<br>～<br>十<br>一<br>略   |
| 分 | <p>年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>十三 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>十四 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第五号区分の項第十五号に掲げる者を除く。)</p> <p>十五 略</p> | 第七<br>分<br>号<br>区 | <p>一<br/>～<br/>十<br/>一<br/>略</p> <p>十二 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの</p> <p>十三 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>十四 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>十五 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>十六 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> |

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

|       |       |
|-------|-------|
| 第一号区分 | 一～三 略 |
| 第二号区分 | 四・五 略 |

|       |  |
|-------|--|
| 第一号区分 | 一～三 略  |
| 第二号区分 | 四 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの |
| 第三号区分 | 五・六 略  |

|       |       |
|-------|-------|
| 第三号区分 | 一～七 略 |
|-------|-------|

|       |  |
|-------|--|
| 第三号区分 | 八 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの |
|-------|--|

|       |       |
|-------|-------|
| 第四号区分 | 一～十 略 |
|-------|-------|

|       |  |
|-------|--|
| 第三号区分 | 一～十 略  |
| 第四号区分 | 十一 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの    |
| 第五号区分 | 十二 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの    |
| 第六号区分 | 十三 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの |
| 第七号区分 | 十四 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの |
| 第八号区分 | 十五 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの |
| 第九号区分 | 十六 略   |

|       |       |
|-------|-------|
| 第四号区分 | 一～十 略 |
|-------|-------|

|       |  |
|-------|--|
| 第四号区分 | 一～十 略  |
| 第五号区分 | 十一 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの    |
| 第六号区分 | 十二 平成十八年四月以後の任期付職員条例の特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの |

|                             |   |                             |  |
|-----------------------------|---|-----------------------------|--|
| <p>第六<br/>分<br/>号<br/>区</p> | <p>一〇十一 略</p>   | <p>第五<br/>分<br/>号<br/>区</p> | <p>十一 略</p>  |
| <p>第六<br/>分<br/>号<br/>区</p> | <p>一〇十一 略<br/>         十二 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員行政職給料<br/>         表の適用を受けていた者でその属する<br/>         職務の級が四級であつたもの<br/>         十三 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員医療職給料</p> | <p>第五<br/>分<br/>号<br/>区</p> | <p>十三 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員教育職給料<br/>         表(一)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が四級であつたもの<br/>         十四 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員教育職給料<br/>         表(二)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が四級であつたもの<br/>         十五 略<br/>         十一 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員行政職給料<br/>         表の適用を受けていた者でその属する<br/>         職務の級が五級であつたもの<br/>         十二 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員研究職給料<br/>         表の適用を受けていた者でその属する<br/>         職務の級が四級であつたもの<br/>         十三 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>         表(一)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が三級であつたもの<br/>         十四 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>         表(二)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が六級であつたもの<br/>         十五 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>         表(三)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が五級であつたものうち<br/>         人事委員会の定めるもの<br/>         十六 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員教育職給料<br/>         表(一)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が特二級又は三級であつた<br/>         もの<br/>         十七 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>         条例の特定業務任期付職員教育職給料<br/>         表(二)の適用を受けていた者でその属す<br/>         る職務の級が特二級又は三級であつた<br/>         もの<br/>         十八 略</p> |

|   |   |
|---|---|
| 略 | <p>第七号区分<br/>十二 略</p> <p>一〇 略</p> <p>十一 略</p>   |
| 略 | <p>第七号区分<br/>十二 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>条例の特定業務任期付職員行政職給料<br/>表の適用を受けていた者でその属する<br/>職務の級が三級であつたもの</p> <p>十三 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>条例の特定業務任期付職員研究職給料<br/>表の適用を受けていた者でその属する<br/>職務の級が三級であつたもの</p> <p>十四 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>表(一)の適用を受けていた者でその属す<br/>る職務の級が二級であつたもの</p> <p>十五 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>表(二)の適用を受けていた者でその属す<br/>る職務の級が四級であつたもの</p> <p>十六 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>表(三)の適用を受けていた者でその属す<br/>る職務の級が四級であつたもの</p> <p>十七 略</p> <p>十四 平成十八年四月以後の任期付職員<br/>条例の特定業務任期付職員医療職給料<br/>表(三)の適用を受けていた者でその属す<br/>る職務の級が五級であつたもの(第五<br/>号区分の項第十五号に掲げる者を除<br/>く。)</p> <p>十五 略</p> |

別記様式第一中「㊟」を削る。

別記様式第二(表面)中「職名、氏名及び印」を「職名及び氏名」に改め、同様式(裏面)備考第九項中「職名、氏名及び印」を「職名及び氏名」と、「記入した上、押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第三中「㊟」を削る。

別記様式第四(裏面)中 「取扱者印」 を 「取扱者」 に改める。

別記様式第四の二(表面)中「印」を削り、同様式(裏面)注意事項第三項中「記名押印又は署名」を「記名又は署名」に改める。

別記様式第五(裏面)中 「取扱者印」 を 「取扱者」 に改める。

別記様式第六中「㊦」を削る。

別記様式第八中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

別記様式第九(表面)中「応募資格者氏名 ㊦」を「受給資格者氏名」に改める。

別記様式第十(表面)中「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

別記様式第十三(表面)中「申請者氏名 ㊦」を「申請者氏名」に改め、同様式(裏面)注意事項第六項中「記名押印又は署名」を「記名又は署名」に改める。

別記様式第十三の二(表面)及び別記様式第十四(表面)中「申請者氏名 ㊦」「申請者氏名」に改める。

別記様式第十四の二(表面)中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改め、同様式(裏面)注意事項第四項第一号中「記名押印又は署名」を「記名又は署名」に改める。

別記様式第十四の三(表面)中「申請者氏名 ㊦」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第十五(表面)中「応募資格者氏名 ㊦」を「応募資格者氏名」に改める。

別記様式第十六中「㊦」を削る。

別記様式第十六の二(表面)及び別記様式第十六の三(表面)中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部を改正する規則

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>研究職給料表の適用機関を指定する規則</b></p> <p>職員<del>の</del>の給与に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第一号)に基づき、<br/>研究職給料表の適用機関を次のとおり指定する。<br/>一 十五 略</p> | <p style="text-align: center;"><b>研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則</b></p> <p>職員<del>の</del>の給与に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第一号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)に基づき、<br/>研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を次のとおり指定する。<br/>一 十五 略</p> |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第七号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則



通勤手当の支給に関する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p><b>第八条の二</b> 条例第十二条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)第十五条若しくは第二十三条又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第十条第二項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>2 略</p> | <p>(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p><b>第八条の二</b> 条例第十二条第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)第十五条若しくは第二十三条又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第十条第四項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>2 略</p> |

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第八号**

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(支給対象職)</p> <p><b>第二条</b> 条例第九条の三第一項第一号に規定する職は、<u>行政職給料表及び研究職給料表</u></p> <hr/> <p>の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項の規定によりあらかじめ任期を定めて採用された職員(以下「育児休業等に伴う任期付採用職員」という。)の職を除く。)並びに医療職給料表(一)</p> <hr/> <p>の適用を受ける職員の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職及び医師法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)第四条の規定による改正後の医師法(第六条第一項において「平成十二年改正後の医師法」という。))第十六条の二第一項に</p> | <p>(支給対象職)</p> <p><b>第二条</b> 条例第九条の三第一項第一号に規定する職は、<u>行政職給料表、研究職給料表、特定業務任期付職員行政職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表</u>の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項の規定によりあらかじめ任期を定めて採用された職員(以下「育児休業等に伴う任期付採用職員」という。)の職を除く。)並びに医療職給料表(一)及び特定業務任期付職員医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職及び医師法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)第四条の規定による改正後の医師法(第六条第一項において「平成十二年改正後の医師法」という。))第十六条の二第一項に</p> |

規定する臨床研修を受けている者を除く。)で、次の各号に掲げるものとする。

一 三 略

2 条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職のうち、獣医師の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。)とする。

3 条例第九条の三第一項第三号に規定する職は、医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。)とする。

規定する臨床研修を受けている者を除く。)で、次の各号に掲げるものとする。

一 三 略

2 条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、特定業務任期付職員行政職給料表、特定業務任期付職員研究職給料表及び特定業務任期付職員医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職のうち、獣医師の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。)とする。

3 条例第九条の三第一項第三号に規定する職は、医療職給料表(三)及び特定業務任期付職員医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職(育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。)とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第九号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地域手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(医師等の支給範囲)</p> <p><b>第三条</b> 条例第十一条の三に規定する人事委員会規則で定めるものは、<u>行政職給料表又は研究職給料表</u>の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職、<u>医療職給料表(一)</u>の適用を受ける職員の職及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員に限る。)の職とする。</p> | <p>(医師等の支給範囲)</p> <p><b>第三条</b> 条例第十一条の三に規定する人事委員会規則で定めるものは、<u>行政職給料表、研究職給料表、特定業務任期付職員行政職給料表又は特定業務任期付職員研究職給料表</u>の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職、<u>医療職給料表(一)又は特定業務任期付職員医療職給料表(一)</u>の適用を受ける職員の職及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員に限る。)の職とする。</p> |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(管理職加算を受ける職員及び加算割合)  
**第六条** 条例第二十条第五項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち条例第二十二條第一項に該当する職員以外の職員を除く。)とする。

(管理職加算を受ける職員及び加算割合)  
**第六条** 条例第二十条第五項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち条例第二十二條第一項に該当する職員以外の職員を除く。)とする。

- 一 略
- 二 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員(四号給以下の給料月額を受ける職員を除く。)

- 一 略
- 二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号。次項において「任期付職員条例」という。)第七条第一項又は第八条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員で次に掲げる職員

イ 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員(四号給以下の給料月額を受ける職員を除く。)

ロ 特定業務任期付職員行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級及び八級の職員

ハ 特定業務任期付職員研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員及び特定業務任期付職員医療職給料表(一の適用)を受ける職員のうち、職務の級が四級の職員で前号に掲げる職員に準ずると人事委員会が認める職員

- 三 略
- 2 条例第二十条第五項の百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。

- 三 略
- 2 条例第二十条第五項の百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。

一 前項第二号に掲げる職員のうち、特定任期付職員給料表の号給が六号給以上の号給及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第七条第三項(育児休業条例第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員並びに前項第三号に掲げる職員のうち、任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給が六号給及び同条第四項(育児休業条例第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員 百分の二十五

一 前項第二号イに掲げる職員のうち、特定任期付職員給料表の号給が六号給以上の号給及び任期付職員条例(平成十六年栃木県条例第三号)第七条第三項(育児休業条例第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員並びに前項第三号に掲げる職員のうち、任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給が六号給及び同条第四項(育児休業条例第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員 百分の二十五

二 前項第一号に掲げる職員のうち、給料の特別調整額に係る区分が一種の職を占める職員 百分の二十二

二 前項第一号並びに第二号ロ及びハに掲げる職員のうち、給料の特別調整額に係る区分が一種の職を占める職員 百分の二十二

三 略

三 略

別表第一 (第五条の三関係)

別表第一 (第五条の三関係)

|     |    |      |
|-----|----|------|
| 給料表 | 職員 | 加算割合 |
|-----|----|------|

|     |    |      |
|-----|----|------|
| 給料表 | 職員 | 加算割合 |
|-----|----|------|



略

略

| (一)給料表<br>医療職<br>付職員<br>特定期<br>業務 | 職務の級が三級である職員                           | 定める職員にあつては、百分の二十)                             |
|-----------------------------------|--|---|
| (二)給料表<br>医療職<br>付職員<br>特定期<br>業務 | 職務の級が二級である職員及び一級である職員(人事委員会が定める職員に限る。) | 百分の五(職務の級が二級である職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては、百分の十七) |
| (三)給料表<br>医療職<br>付職員<br>特定期<br>業務 | 職務の級が七級である職員                           | 百分の十五   |
|                                   | 職務の級が六級及び五級である職員                       | 百分の十五   |
| (三)給料表<br>医療職<br>付職員<br>特定期<br>業務 | 職務の級が四級である職員及び三級である職員(人事委員会が定める職員に限る。) | 百分の五  |
|                                   | 職務の級が七級及び六級である職員                       | 百分の十五   |
|                                   | 職務の級が五級である職員                           | 百分の十  |
|                                   | 職務の級が四級である職員及び三級である職員(人事委員会が定める職員に限る。) | 百分の五  |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後                      |   |  |    | 改正前                      |  |  |    |   |
|--------------------------|---|--|----|--------------------------|--|--|----|---|
| 別表第一（第二条関係）<br>給料の特別調整額表 |   |  |    | 別表第一（第二条関係）<br>給料の特別調整額表 |  |  |    |   |
| 組織の区分                    |   | 職  | 区分 | 組織の区分                    |  | 職  | 区分 |   |
| 知事の<br>局<br>事務部          | 略   | 略  | 略  | 知事の<br>局<br>事務部          | 略  | 略  | 略  |   |
|                          | 衛生福<br>祉大学  | 略  | 略  |                          | 衛生福<br>祉大学   | 略  | 略  | 略 |
|                          |   | 副校長<br>部長（<br>歯科技術学部及び臨床<br>検査学部の部長を除<br>く。） | 略  |                          |  | 副校長<br>部長（ <u>保健看護学部</u> 、<br>歯科技術学部及び臨床<br>検査学部の部長を除<br>く。） | 略  | 略 |
|                          | 略   | 略  | 略  |                          | 略  |  | 略  | 略 |
| 農業振<br>興事務<br>所          | 略   | 略  | 略  | 農業振<br>興事務<br>所          | 略  | 略  | 略  |   |
|                          | 部長（河内農業振興事<br>務所の <u>管理部</u> 、経営普<br>及部及び農村整備部並<br>びに安足農業振興事務<br>所の経営普及部の部長<br>を除く。）<br>支所長 | 略  | 略  |                          | 部長（河内農業振興事<br>務所の <u>経営普</u><br>及部及び農村整備部並<br>びに安足農業振興事務<br>所の経営普及部の部長<br>を除く。）<br>支所長 | 略  | 略  | 略 |
| 略                        | 略   | 略  | 略  | 略                        | 略  | 略  | 略  |   |
| 略                        |   |  |    | 略                        |  |  |    |   |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。



栃木県人事委員会規則第十二号

再任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

再任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則の一部を改正する規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額に端数計算に関する規則（平成十三年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号。以下「育児休業条例」という。）第十五条の規定により読み替えられた給与条例第六条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第七条第二項若しくは第三項、<u>育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四号）第五条第三項若しくは第四項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年栃木県条例第三十九号。次号において「平成二十二年給与条例等改正条例」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えられた同条第一項</u></p> <p>三 略</p> <p>四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例第十条第二項の規定により読み替えられた給与条例第六条第三項、第四項、第六項又は第七項</u></p> | <p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号。以下「育児休業条例」という。）第十五条の規定により読み替えられた給与条例第六条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項、育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第七条第二項若しくは第三項若しくは<u>第八条第三項</u>、育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四号）第五条第三項若しくは第四項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年栃木県条例第三十九号。次号において「平成二十二年給与条例等改正条例」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えられた同条第一項</p> <p>三 略</p> <p>四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八条第四項</u></p> |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正



管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後              |  |       |   | 改正前              |  |              |         |
|------------------|--|-------|---|------------------|--|--------------|---------|
| <b>別表（第二条関係）</b> |  |       |   | <b>別表（第二条関係）</b> |  |              |         |
| 組                |  | 職     |   | 組                |  | 職            |         |
| 略                |  |       |   | 略                |  |              |         |
| 知事部局             |  | 本庁    |   | 知事部局             |  | 本庁           |         |
|                  |  | 総合政策課 | 略 |                  |  | 総合政策課        | 略       |
|                  |  | 略     | 略 |                  |  | デジタル戦略室      | 室長 室長補佐 |
|                  |  | 文書学事課 | 略 |                  |  | 略            | 略       |
|                  |  | 略     | 略 |                  |  | 文書学事課        | 略       |
|                  |  | 略     | 略 |                  |  | 総合スポーツソーン整備室 | 室長 室長補佐 |
|                  |  | 略     | 略 |                  |  | 略            | 略       |
| 略                |  |       |   | 略                |  |              |         |
| 備考 略             |  |       |   | 備考 略             |  |              |         |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十四号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

別表(第二条関係)

一 市又は町

| 市又は町         | 組織           | 職  |
|--------------|--------------|--|
| 山那須烏山市       | 略            | 略  |
|              | 市長部局         | 参事 課長 主幹 総<br>合政策課秘書 政策グ<br>ループ課長補佐 総合<br>政策課財政グループ課<br>長補佐 総務課人事グ<br>ループ課長補佐 総務<br>課行政グループ課長補<br>佐 総合政策課秘書政<br>策グループ係長 総合<br>政策課財政グループ係<br>長 総務課人事グルー<br>プ係長 総務課行政グ<br>ループ係長<br>会計管理者<br>福祉事務所長<br>診療所長 |
| 市貝町          | 略            | 略  |
|              | 教育委員会<br>事務局 | 課長 室長  |
|              | 略            | 略  |
| 芳賀町          | 略            | 略  |
|              | 町長部局         | 部長 課長 園長 総<br>務課庶務人事係長 企<br>画課みらい創生係長<br>企画課財政係長<br>会計管理者  |
|              | 略            | 略  |
| 教育委員会<br>事務局 | 課長           |  |

別表(第二条関係)

一 市又は町

| 市又は町         | 組織           | 職   |
|--------------|--------------|---|
| 山那須烏山市       | 略            | 略   |
|              | 市長部局         | 参事 課長 主幹<br>総合<br>政策課財政グループ課<br>長補佐 総務課人事グ<br>ループ課長補佐<br>総合<br>政策課財政グループ係<br>長 総務課人事グルー<br>プ係長<br>会計管理者<br>福祉事務所長<br>診療所長 |
| 市貝町          | 略            | 略   |
|              | 教育委員会<br>事務局 | 課長  |
|              | 略            | 略   |
| 芳賀町          | 略            | 略   |
|              | 町長部局         | 部長 課長<br>務課庶務人事係長 企<br>画課みらい創生係長<br>企画課財政係長<br>会計管理者  |
|              | 略            | 略   |
| 教育委員会<br>事務局 | 課長<br>園長     |   |

|            |                                      |            |   |
|------------|--------------------------------------|------------|---|
| 略          | 略                                    | 略          | 略                                       |
| 二 一部事務組合   |                                      | 二 一部事務組合   |   |
| 一部事務組合及び組織 | 職                                    | 一部事務組合及び組織 | 職                                       |
| 略          |                                      | 略          |   |
| 小山広域保健衛生組合 | 事務局長 事務局次長<br>課長 主幹<br>総務係長<br>会計管理者 | 小山広域保健衛生組合 | 事務局長 事務局次長<br>課長 所長 主幹<br>総務係長<br>会計管理者 |
| 略          |                                      | 略          |   |
| 三 略        |                                      | 三 略        |   |
| 備考 略       |                                      | 備考 略       |   |

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

議 決

栃木県議会規則第二号

栃木県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県議会議長 阿 部 寿 一

栃木県議会傍聴規則の一部を改正する規則

栃木県議会傍聴規則（昭和四十五年栃木県議会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県議会告示第一号

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県議会議長 阿 部 寿 一

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示

（栃木県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正）

第一条 栃木県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年栃木県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>（報告書の訂正）</p> <p><b>第九条</b> 報告書を訂正しようとする場合には、議員は、議長に訂正届（別記様式第五号）を提出し、</p> | <p>（報告書の訂正）</p> <p><b>第九条</b> 報告書を訂正しようとする場合には、議員は、議長に訂正届（別記様式第五号）を提出し、</p> |

